

山梨県公報

第八十二号

令和二年

三月二十三日

月 曜 日

目次

- 告示
- 道路の供用開始……………一三二
 - 都市計画事業の変更認可(四件)……………一三二
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………一三二
- 公告
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………一三二

告示

山梨県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和二年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎増富線	北杜市明野町小笠原字出口一九六三番地先から 北杜市明野町小笠原字出口二〇一番一地先まで	二六八・八	令和二年三月二十五日

山梨県告示第九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月二十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十二号、平成元年山梨県告示第九号、平成四年山梨県告示第二百二十八号、平成五年山梨県告示第三百四十四号、平成七年山梨県告示第四百九十九号、平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成九年山梨県告示第三百二十二号、平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第四百九十七号、平成十四年山梨県告示第五百十三号、平成十八年山梨県告示第七十三号、平成十八年山梨県告示第七十四号、平成二十年山梨県告示第一百五十七号、平成二十七年山梨県告示第一百七十七号及び平成二十八年山梨県告示第一百五十七号の事業地に、甲斐市大字境字横田の全部を加え、甲斐市大字牛字村元、大字境内藪及び字西川の各一部を加え、甲斐市大字牛字宮前、大字境字仲田、大字島上字大塚、字蛇石、字神明前及び字原腰、大字中下条字宮地東及び字東河原、大字竜王新田字東裏、大字名取字上河原及び字中河原、大字竜王字中河原、大字富竹新田字常光寺、字大明神河原及び字郷河原、大字篠原字新田、字古村、字大明神、字才の神、字東河原、字新居東及び字柳河原、大字西八幡字五本松、字東冷間及び字下川除付並びに大字玉川字永光河原の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 市川三郷町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 市川三郷都市計画下水道事業市川三郷町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成四年二月二十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分 平成四年山梨県告示第七十号、平成四年山梨県告示第八十二号、平成七年山梨県告示第三百九十号、平成九年山梨県告示第三百二十一号、平成十年山梨県告示第三十三号、平成十四年山梨県告示第三百九十六号、平成十五年山梨県告示

示第六十四号、平成二十年山梨県告示第六十九号、平成二十五年山梨県告示第七十号及び平成二十七年山梨県告示第七十二号の事業地のうち、市川三郷町大字下大鳥居字道場地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十二年九月二十六日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 山中湖村
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平成三年山梨県告示第九十八号、平成八年山梨県告示第六十四号、平成十二年山梨県告示第十五号、平成十三年山梨県告示第二百十七号、平成十八年山梨県告示第二百三十六号、平成十九年山梨県告示第五十八号、平成二十三年山梨県告示第九十三号及び平成二十八年山梨県告示第二十号の事業地のうち、山中湖村大字平野字和田及び字向切詰並びに大字山中字下り山及び字茶屋の段の各地

内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年三月十六日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市大明見三丁目八百九番四
- 三 指定道路の幅員 最大四・五メートル 最小四・五三メートル
- 四 指定道路の延長 二八・〇〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 S M F L mira パートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール甲斐敷島 山梨県甲斐市中下条字 東河原二千番一外及び甲府市荒川二丁目二番二外
 - 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ビバモール甲斐甲府	ビバモール甲斐敷島

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社LIXILジバ 代表取締役 渡邊修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 十三番一号 外未定	株式会社LIXILジバ 代表取締役 渡邊修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 十三番一号 外八者

3 変更の年月日 令和二年二月二十二日外

三 届出年月日 令和二年三月十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年七月二十二日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番